

第一級アマチュア無線技士「法規」試験問題

30問 2時間30分

A-1 次の記述は、電波法及び電波法に基づく命令において使用する用語の定義である。電波法（第2条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 「無線電信」とは、電波を利用して、 A を送り、又は B をいう。
 ② 「無線電話」とは、電波を利用して、 C を送り、又は B をいう。

	A	B	C
1	モールス符号	受けるための通信設備	音声
2	モールス符号	受ける無線通信	音声その他の音響
3	符号	受けるための通信設備	音声その他の音響
4	符号	受ける無線通信	音声

A-2 総務大臣が無線局の免許を与えないことができる者として、電波法（第5条）に規定されているものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 刑法に規定する罪を犯し懲役に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- 2 無線局の運用の停止の命令を受け、その停止の期間の終了の日から2年を経過しない者
- 3 電波の発射の停止の命令を受け、その停止の命令の解除の日から2年を経過しない者
- 4 無線局の免許の取消しを受け、その取消しの日から2年を経過しない者

A-3 アマチュア無線局の予備免許を受けた者が行う工事設計の変更及び無線設備の設置場所の変更等に関する記述として、電波法（第8条及び第9条）の規定に適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 予備免許を受けた者は、工事設計を変更しようとするときは、あらかじめ総務大臣の許可を受けなければならない。ただし、総務省令で定める軽微な事項については、この限りでない。また、この工事設計の変更は、周波数、電波の型式又は空中線電力に変更を来すものであってはならず、かつ、電波法第3章（無線設備）の技術基準に合致するものでなければならない。
- 2 予備免許を受けた者は、総務省令で定める軽微な変更等に該当する無線設備の設置場所の変更をしたときは、遅滞なくその旨を総務大臣に届け出なければならない。
- 3 予備免許を受けた者は、総務省令で定める軽微な事項について工事設計を変更したときは、遅滞なくその旨を総務大臣に届け出なければならない。
- 4 総務大臣は、予備免許を受けた者から申請があった場合において、相当と認めるときは、工事落成の期限を延長することができる。

A-4 電波法第17条（変更等の許可）第1項の規定により無線設備の変更の工事の許可を受けた免許人がとるべき措置等に関する記述として、電波法（第18条第1項）の規定に適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線設備の変更の工事の許可を受けた免許人は、電波法第24条の2（検査等事業者の登録）第1項の登録を受けた者の検査を受け、その工事の結果が許可の内容に適合していると認められた後でなければ、許可に係る無線設備を運用してはならない。
- 2 無線設備の変更の工事の許可を受けた免許人は、その工事の結果が許可の内容に適合していることを証する書面を総務大臣に提出した後でなければ、許可に係る無線設備を運用してはならない。ただし、総務省令で定める場合は、この限りでない。
- 3 無線設備の変更の工事の許可を受けた免許人は、総務大臣の検査を受け、その工事の結果が許可の内容に適合していると認められた後でなければ、許可に係る無線設備を運用してはならない。ただし、総務省令で定める場合は、この限りでない。
- 4 無線設備の変更の工事の許可を受けた免許人は、その工事を完了したときは、試験電波を発射し、他の無線局の運用を妨害するような混信その他の妨害を与えないことを確認した後でなければ、許可に係る無線設備を運用してはならない。

A-5 周波数測定装置の備付けに関する記述として、電波法（第31条及び第37条）及び電波法施行規則（第11条の3）の規定に適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 総務省令で定める送信設備には、その誤差が使用周波数の許容偏差の2分の1以下である周波数測定装置を備え付けなければならない。
- 2 電波法第31条（周波数測定装置の備付け）の規定により備え付けなければならない周波数測定装置は、総務大臣の行う特定無線設備の技術基準適合証明を受けたものでなければ、施設してはならない。
- 3 26.175MHzを超える周波数の電波を利用する送信設備以外のものには、電波法第31条（周波数測定装置の備付け）に規定する周波数測定装置を備え付けなければならない。
- 4 空中線電力10ワット以下の送信設備以外のものには、電波法第31条（周波数測定装置の備付け）に規定する周波数測定装置を備え付けなければならない。

A-6 次の表の各欄の記述は、それぞれ電波の型式の記号表示と主搬送波の変調の型式、主搬送波を変調する信号の性質及び伝送情報の型式に分類して表す電波の型式を示したものである。電波法施行規則（第4条の2）の規定に照らし、電波の型式の記号表示と電波の型式の内容が適合するものはどれか。下の表の1から4までのうちから一つ選べ。

区分 番号	電波の 型式の 記号	電波の型式		
		主搬送波の変調の型式	主搬送波を変調する信号の性質	伝送情報の型式
1	A2B	振幅変調であって両側波帯	デジタル信号である2以上のチャンネルのもの	電信であって自動受信を目的とするもの
2	D3C	振幅変調であって低減搬送波による単側波帯	アナログ信号である単一チャンネルのもの	ファクシミリ
3	F8W	角度変調であって周波数変調	アナログ信号である2以上のチャンネルのもの	テレビジョン（映像に限る。）
4	G1D	角度変調であって位相変調	デジタル信号である単一チャンネルのものであって変調のための副搬送波を使用しないもの	データ伝送、遠隔測定又は遠隔指令

A-7 次の記述は、送信装置の周波数の安定のための条件について述べたものである。無線設備規則（第15条）の規定に照らし、内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 周波数をその許容偏差内に維持するため、送信装置は、できる限り によって発振周波数に影響を与えないものでなければならない。
- ② 移動局（移動するアマチュア局を含む。）の送信装置は、実際上起こり得る によっても周波数をその許容偏差内に維持するものでなければならない。

A

- 1 電源電圧又は負荷の変化
- 2 電源電圧又は負荷の変化
- 3 外囲の温度又は湿度の変化
- 4 外囲の温度又は湿度の変化

B

- 1 振動又は衝撃
- 2 気圧の変化
- 3 振動又は衝撃
- 4 気圧の変化

A-8 高圧電気（注）に対する安全施設に関する記述として、電波法施行規則（第23条）の規定に適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

注 高周波若しくは交流の電圧300ボルト又は直流の電圧750ボルトを超える電気をいう。

- 1 送信設備の各単位装置相互間をつなぐ電線であって高圧電気を通ずるものは、丈夫な絶縁体の内に収容しなければならない。ただし、無線従事者以外の者が出入しない場所に装置する場合は、この限りでない。
- 2 送信設備の各単位装置相互間をつなぐ電線であって高圧電気を通ずるものは、接地された金属遮蔽体の内に収容しなければならない。ただし、無線従事者以外の者が出入しない場所に装置する場合は、この限りでない。
- 3 送信設備の各単位装置相互間をつなぐ電線であって高圧電気を通ずるものは、線溝又は金属遮蔽体の内に収容しなければならない。ただし、取扱者のほか出入できないように設備した場所に装置する場合は、この限りでない。
- 4 送信設備の各単位装置相互間をつなぐ電線であって高圧電気を通ずるものは、線溝若しくは丈夫な絶縁体又は接地された金属遮蔽体の内に収容しなければならない。ただし、取扱者のほか出入できないように設備した場所に装置する場合は、この限りでない。

A-9 次の記述は、無線局の目的外使用の禁止等について述べたものである。電波法（第52条から第55条まで及び第110条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 無線局は、免許状に記載された目的又は通信の相手方若しくは通信事項の範囲を超えて運用してはならない。ただし、次に掲げる通信については、この限りでない。
 (1) 遭難通信 (2) 緊急通信 (3) 安全通信 (4) 非常通信 (5) 放送の受信 (6) その他総務省令で定める通信
- ② 無線局を運用する場合においては、 A、電波の型式及び周波数は、その無線局の免許状に記載されたところによらなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。
- ③ 無線局を運用する場合においては、空中線電力は、次の各号の定めるところによらなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。
 (1) 免許状に記載されたものの範囲内であること。
 (2) 通信を行うため B であること。
- ④ 無線局は、免許状に記載された運用許容時間内でなければ、運用してはならない。ただし、①の(1)から(6)までに掲げる通信を行う場合及び総務省令で定める場合は、この限りでない。
- ⑤ ①、②、③の(1)又は④の規定に違反して無線局を運用した者は、1年以下の懲役又は C に処する。

A	B	C
1 識別信号	必要最小のもの	50万円以下の罰金
2 識別信号	十分なもの	100万円以下の罰金
3 無線設備の設置場所、識別信号	必要最小のもの	100万円以下の罰金
4 無線設備の設置場所、識別信号	十分なもの	50万円以下の罰金

A-10 無線局が相手局を呼び出そうとする場合（注）の措置に関する記述として、無線局運用規則（第19条の2第2項）の規定に適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

注 遭難通信、緊急通信、安全通信及び電波法第74条（非常の場合の無線通信）第1項に規定する通信を行う場合並びに海上移動業務以外の業務において他の通信に混信を与えないことが確実である電波により通信を行う場合を除く。

- 1 無線局が相手局を呼び出そうとする場合において、他の通信に混信を与える虞^{おそれ}があるときは、その通信が終了した後でなければ呼出しをしてはならない。
- 2 無線局が相手局を呼び出そうとする場合において、他の通信に混信を与える虞^{おそれ}があるときは、少なくとも3分経過した後でなければ呼出しをしてはならない。
- 3 無線局が相手局を呼び出そうとする場合において、他の通信に混信を与える虞^{おそれ}があるときは、試験電波の発射を行い、他の無線局から発射の停止の要求がないかどうかを確かめなければならない。
- 4 無線局が相手局を呼び出そうとする場合において、他の通信に混信を与える虞^{おそれ}があるときは、空中線電力を低減して呼出しを行い、他の無線局から呼出しの停止の要求がないかどうかを確かめなければならない。

A-11 次の記述は、モールス無線通信における特定局あて一括呼出しについて述べたものである。無線局運用規則（第127条の3及び第261条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 2以上の特定の無線局を一括して呼び出そうとするときは、次に掲げる事項を順次送信して行うものとする。
 (1) 相手局の呼出符号 A
 (2) DE 1回
 (3) 自局の呼出符号 B
 (4) K 1回
- ② ①の(1)に掲げる相手局の呼出符号は、「CQ」に C を付したのものをもって代えることができる。

A	B	C
1 それぞれ3回	1回	地域名
2 それぞれ3回	3回以下	呼出しの種類
3 それぞれ2回以下	1回	呼出しの種類
4 それぞれ2回以下	3回以下	地域名

A-12 アマチュア局の無線電話通信における不確実な呼出しに対する応答に関する記述として、無線局運用規則（第14条、第18条及び第26条）の規定に適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線局は、自局に対する呼出しを受信した場合において、呼出局の呼出符号が不確実であるときは、その呼出しが反復され、かつ、呼出局の呼出符号が確実に判明するまで応答してはならない。
- 2 無線局は、自局に対する呼出しを受信した場合において、呼出局の呼出符号が不確実であるときは、応答事項のうち「こちらは」及び自局の呼出符号を送信して、直ちに応答しなければならない。
- 3 無線局は、自局に対する呼出しを受信した場合において、呼出局の呼出符号が不確実であるときは、応答事項のうち相手局の呼出符号の代わりに「誰かこちらを呼びましたか」を使用して、直ちに応答しなければならない。
- 4 無線局は、自局に対する呼出しを受信した場合において、呼出局の呼出符号が不確実であるときは、応答事項のうち相手局の呼出符号の代わりに「貴局名は何ですか」を使用して、直ちに応答しなければならない。

A-13 欧文によるモールス無線通信において使用する「送信してください。」を示す略符号を表すモールス符号はどれか。無線局運用規則（第12条及び第13条並びに別表第1号及び別表第2号）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 - . -
- 2 . - . - .
- 3 . . . - . -
- 4 . - -

注 モールス符号の点、線の長さ及び間隔は、簡略化してある。

A-14 「こちらの位置は、緯度 . . . 、経度 . . . (又は他の表示による。) です。」を示すQ符号を表すモールス符号はどれか。無線局運用規則（第12条及び第13条並びに別表第1号及び別表第2号）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 - - . - . - . - .
- 2 - - . - . . . - .
- 3 - - . - -
- 4 - - . - . -

注 モールス符号の点、線の長さ及び間隔は、簡略化してある。

A-15 アルファベットの字句とその字句を表すモールス符号が適合する組合せはどれか。無線局運用規則（第12条及び別表第1号）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

	字句	モールス符号
1	BELGIUM	- - . - . . - - - -
2	FRENCH	. - . . . - . . - . - . - . . .
3	GERMANY	- - . . . - . - . - - . - . - - . -
4	IRELAND	. . . - . . . - . - . - . - . - . . .

注 モールス符号の点、線の長さ及び間隔は、簡略化してある。

A-16 45WCPSGL を表すモールス符号はどれか。無線局運用規則（第12条及び別表第1号）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 - - - - . - - - - . - - . - .
- 2 - - - - . - . . . - - . . - . .
- 3 - - - - - . - - - . - - - . . - .
- 4 - - - - - . - . - - - . . - . .

注 モールス符号の点、線の長さ及び間隔は、簡略化してある。

A-17 次の記述は、電波の発射の停止について述べたものである。電波法（第72条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 総務大臣は、無線局の発射する電波の質が電波法第28条の総務省令で定めるものに適合していないと認めるときは、当該無線局に対して A 電波の発射の停止を命ずることができる。
- ② 総務大臣は、①の命令を受けた無線局からその発射する電波の質が電波法第28条の総務省令の定めるものに適合するに至った旨の申出を受けたときは、 B 。
- ③ 総務大臣は、②の規定により発射する電波の質が電波法第28条の総務省令で定めるものに適合しているときは、 C しなければならない。

A	B	C
1 3箇月以内の期間を定めて	その職員を無線局に派遣し、その無線設備を検査させる	直ちに①の停止を解除
2 3箇月以内の期間を定めて	その無線局に電波を試験的に発射させなければならない	その旨を当該無線局に通知
3 臨時に	その無線局に電波を試験的に発射させなければならない	直ちに①の停止を解除
4 臨時に	その職員を無線局に派遣し、その無線設備を検査させる	その旨を当該無線局に通知

A-18 次の記述は、無線従事者の免許の取消し等について述べたものである。電波法（第79条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

総務大臣は、無線従事者が次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、その免許を取り消し、又は3箇月以内の期間を定めてその A することができる。

- (1) 電波法若しくは電波法に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したとき。
- (2) B とき。
- (3) 著しく心身に欠陥があつて無線従事者たるに適しない者に該当するに至ったとき。

A	B
1 無線設備の操作の範囲を制限	日本の国籍を失った
2 無線設備の操作の範囲を制限	不正な手段により免許を受けた
3 業務に従事することを停止	日本の国籍を失った
4 業務に従事することを停止	不正な手段により免許を受けた

A-19 次の記述は、免許等を要しない無線局（注）に対する監督について述べたものである。電波法（第82条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

注 電波法第4条（無線局の開設）第1項第1号から第3号までに掲げる無線局をいう。

- ① 総務大臣は、免許等を要しない無線局の無線設備の発する電波が他の無線設備の機能に継続的かつ重大な障害を与えるときは、その設備の所有者又は占有者に対し、その障害を除去するために A を命ずることができる。
- ② 総務大臣は、免許等を要しない無線局の無線設備について①の措置をとるべきことを命じた場合において特に必要があると認めるときは、 B ことができる。

A	B
1 必要な措置をとるべきこと	その設備の所有者又は占有者に対し、その措置に関し報告を求める
2 必要な措置をとるべきこと	その職員を当該設備のある場所に派遣し、その設備を検査させる
3 その設備の撤去	その職員を当該設備のある場所に派遣し、その設備を検査させる
4 その設備の撤去	その設備の所有者又は占有者に対し、その措置に関し報告を求める

A-20 アマチュア局の免許人が無線局の検査の結果について総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）から指示を受けた場合の措置に関する記述として、電波法施行規則（第39条）の規定に適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 免許人は、検査の結果について総合通信局長から指示を受け相当な措置をしたときは、速やかに電波法第24条の2（検査等事業者の登録）第1項の登録を受けた者が総務省令で定めるところにより行う点検を受けなければならない。
- 2 免許人は、検査の結果について総合通信局長から指示を受け相当な措置をしたときは、その措置の内容を無線局事項書及び工事設計書の写しの備考の欄に記載しなければならない。
- 3 免許人は、検査の結果について総合通信局長から指示を受け相当な措置をしたときは、その措置の内容を無線局検査結果通知書の備考の欄に記載しなければならない。
- 4 免許人は、検査の結果について総合通信局長から指示を受け相当な措置をしたときは、速やかにその措置の内容を総合通信局長に報告しなければならない。

A-21 無線通信規則（第5条）に規定する周波数分配表において、アマチュア業務に分配されている周波数帯はどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 18,018 kHz～18,068 kHz
- 2 18,068 kHz～18,168 kHz
- 3 18,168 kHz～18,268 kHz
- 4 18,268 kHz～18,618 kHz

A-22 次の記述は、電気通信の秘密について述べたものである。国際電気通信連合憲章（第37条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から4までのうちから一つ選べ。

構成国は、国際通信の秘密を確保するため、 をとることを約束する。

- 1 使用される電気通信のシステムに適合するすべての可能な措置
- 2 電波の監視の強化等無線通信の秩序の維持に必要な措置
- 3 技術開発の状況が許す限り、技術的に可能な措置
- 4 使用される無線通信のシステムを改善する措置

A-23 次の記述は、国際電気通信連合憲章等に係る違反の通告について述べたものである。無線通信規則（第15条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 国際電気通信連合憲章、国際電気通信連合条約又は無線通信規則の違反を認めた局は、この違反について **A** に報告する。
- ② 局が行った重大な違反に関する申入れは、これを認めた主管庁から **B** に行わなければならない。
- ③ 主管庁がその権限に基づく局によって、国際電気通信連合憲章、国際電気通信連合条約又は無線通信規則（特に国際電気通信連合憲章第45条（有害な混信）及び無線通信規則第15条（混信）第15.1号）の違反が行われたことを知った場合には、事実を確認して **C** 。

A	B	C
1 その局の属する国の主管庁	この局を管轄する国の主管庁	必要な措置をとる
2 その局の属する国の主管庁	この違反を行った局	国際電気通信連合の事務総局長に報告する
3 国際電気通信連合の事務総局長	この違反を行った局	必要な措置をとる
4 国際電気通信連合の事務総局長	この局を管轄する国の主管庁	国際電気通信連合の事務総局長に報告する

A-24 局の識別に関する記述として、無線通信規則（第19条）の規定に適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 虚偽の又はまぎらわしい識別表示を使用する伝送は、すべて禁止する。
- 2 アマチュア業務においては、すべての伝送は、識別信号を伴うものとする。
- 3 アマチュア局は、特別とりきめにより国際符字列に基づかない呼出符号を持つことができる。
- 4 識別信号を伴う伝送については、局が容易に識別されるため、各局は、その伝送（試験、調整又は実験のために行うものを含む。）中にできる限りしばしばその識別信号を伝送しなければならない。

B-1 アマチュア無線局の申請による周波数等の変更に関する記述として、電波法（第19条）の規定に適合するものを1、適合しないものを2として解答せよ。

- ア 総務大臣は、免許人が呼出符号の指定の変更を申請した場合において、混信の除去その他特に必要があると認めるときは、その指定を変更することができる。
- イ 総務大臣は、免許人が空中線電力の指定の変更を申請した場合において、電波の規整その他公益上必要があると認めるときは、その指定を変更しなければならない。
- ウ 総務大臣は、免許人が電波の型式、周波数及び空中線電力の指定の変更を申請した場合において、無線設備の変更を伴わないときは、その指定を変更しなければならない。
- エ 総務大臣は、免許人が電波の型式及び周波数の指定の変更を申請した場合において、混信の除去その他特に必要があると認めるときは、その指定を変更することができる。
- オ 総務大臣は、免許人が電波の型式及び周波数の指定の変更を申請した場合において、当該無線局が適合表示無線設備のみを使用するものであるときは、その指定を変更しなければならない。

B-2 次の記述は、送信空中線の型式及び構成等について述べたものである。無線設備規則（第20条及び第22条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

- ① 送信空中線の型式及び構成は、次の各号に適合するものでなければならない。
- (1) 空中線の利得及び能率がなるべく大であること。
 - (2) ア であること。
 - (3) 満足な イ が得られること。
- ② 空中線の指向特性は、次に掲げる事項によって定める。
- (1) 主輻射方向及び副輻射方向
 - (2) ウ の主輻射の角度の幅
 - (3) 空中線を設置する位置の近傍にあるものであって電波の伝わる方向を エ のもの
 - (4) オ よりの輻射

- | | | | | |
|---------|-------|-------|--------|--------|
| 1 調整が容易 | 2 垂直面 | 3 乱す | 4 指向特性 | 5 接地線 |
| 6 整合が十分 | 7 水平面 | 8 妨げる | 9 放射効率 | 10 給電線 |

B-3 次の記述は、アマチュア局の運用について述べたものである。無線局運用規則（第257条、第258条、第259条及び第260条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

- ① アマチュア局においては、その ア 、 イ から逸脱してはならない。
- ② アマチュア局は、自局の発射する電波が ウ に支障を与え、若しくは与える虞があるときは、速やかに当該周波数による電波の発射を中止しなければならない。ただし、遭難通信、緊急通信、安全通信及び電波法第74条（非常の場合の無線通信）第1項に規定する通信を行う場合は、この限りでない。
- ③ アマチュア局の送信する通報は、 エ であってはならない。
- ④ アマチュア局の無線設備の操作を行う者は、 オ であってはならない。

- | | |
|------------------------------------|-------------------|
| 1 発射の占有する周波数帯幅に含まれているいかなるエネルギーの発射も | 2 発射する電波の特性周波数は |
| 3 その局が動作することを許された周波数帯 | 4 その局の指定周波数帯 |
| 5 公共業務用無線局の運用又は電波天文業務の用に供する受信設備の機能 | 6 他の無線局の運用又は放送の受信 |
| 7 長時間継続するもの | 8 他人の依頼によるもの |
| 9 免許人（免許人が社団である場合は、その構成員）以外の者 | 10 別に告示する者以外の者 |

B-4 次に掲げるアルファベットの字句及びモールス符号の組合せについて、無線局運用規則（第12条及び別表第1号）の規定に照らし、アルファベットの字句とその字句を表すモールス符号が適合するものを1、適合しないものを2として解答せよ。

字句	モールス符号
ア CHARLIE	- · - · · · · - · · - · · · · · · ·
イ LIMA	· - · · · · - - - ·
ウ OSCAR	- - - · · · - · - · - · - ·
エ QUEBEC	- - · - · · - · - · · · · · · - · · ·
オ UNIFORM	· · - - · · · · · · - - - · · · - -

注 モールス符号の点、線の長さ及び間隔は、簡略化してある。

B-5 無線従事者の免許証に関する記述として、電波法施行規則（第38条）及び無線従事者規則（第50条及び第51条）の規定に適合するものを1、適合しないものを2として解答せよ。

- ア 無線従事者は、その業務に従事しているときは、免許証を携帯していなければならない。
- イ 無線従事者は、免許の取消しの処分を受けたときは、その処分を受けた日から10日以内にその免許証を総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務局長を含む。）に返納しなければならない。
- ウ 無線従事者は、免許証を汚したために免許証の再交付を受けようとするときは、無線従事者規則別表第11号様式の申請書を総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務局長を含む。）に提出しなければならない。
- エ 無線従事者は、免許証の再交付を受けた後失った免許証を発見したときは、発見した日から10日以内に発見した免許証を総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務局長を含む。）に返納しなければならない。
- オ 無線従事者は、氏名に変更を生じたときは、無線従事者規則別表第11号様式の申請書に免許証及び氏名の変更の事実を証する書類を添えて総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務局長を含む。）に提出し、免許証の訂正を受けなければならない。

B-6 次の記述は、許可書について述べたものである。無線通信規則（第18条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

- ① 送信局は、その属する国の政府が適当な様式で、かつ、 ア 許可書がなければ、個人又はいかなる団体においても、 イ ことができない（無線通信規則に定める例外を除く。）。
- ② 許可書を有する者は、 ウ に従い、 エ を守ることを要する。更に許可書には、局が受信機を有する場合には、受信することを許可された無線通信以外の通信の傍受を禁止すること及びこのような通信を偶然に受信した場合には、これを再生し、 オ に通知し、又はいかなる目的にも使用してはならず、その存在さえも漏らしてはならないことを明示又は参照の方法により記載していなければならない。

- | | |
|------------------|-------------------------------|
| 1 無線通信規則に従って発給する | 2 その属する国の法令に従って発給し、又は承認した |
| 3 設置し、又は運用する | 4 無線設備を所有する |
| 5 その属する国の法令 | 6 国際電気通信連合憲章及び国際電気通信連合条約の関連規定 |
| 7 電気通信の秘密 | 8 無線通信の規律 |
| 9 利害関係者 | 10 第三者 |